

1 条例の趣旨と制定根拠

(1) 静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

→新制度で新たに位置づけられる「幼保連携型認定こども園」の設置を認可するに当たり、その設備や運営等に関する基準を定めるもの（改正認定こども園法第13条）

(2) 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

→家庭的保育事業等（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の認可基準を定めるもの（改正児童福祉法第34条の16）

(3) 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

→認定こども園、幼稚園、保育所などの施設や地域型保育事業を行う事業者が、給付金を受けの対象として適切な運営を行っているか確認するためのもの（子ども・子育て支援法第34条、第46条）

2 施設・事業等の概要

(1) 幼保連携型認定こども園とは

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度導入に伴い、これまでの認定こども園制度が改善され、幼保連携型認定こども園についての認可や指導・監督などが一本化され、幼保一体性が高められました。幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設」としての法的位置づけを持つ一体の施設であり、認可幼稚園と認可保育所の機能を併せ持つ施設です。

保護者が働いている、働いていないにかかわらず子どもを預けることができ、質の高い幼児教育・保育を受けることができます。また、すべての子育て家庭を対象に子育て相談や集いの場の提供など子育て支援を行います。

(2) 家庭的保育事業等とは

次の4つの事業を表します。

ア 家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。

イ 小規模保育事業

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

ウ 事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

エ 居宅訪問型保育事業

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行います。

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とは

「教育・保育施設」は、認定こども園、幼稚園及び保育所を指し、「地域型保育事業」は、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の各事業を指します。

子ども・子育て支援新制度においては、上記の施設又は事業が、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市の計画に照らし認定区分毎の利用定員を定め、給付の対象となることを確認し、給付による財政支援の対象とすることとなっています。

その確認を受けた施設や事業が「特定教育・保育施設」又は「特定地域型保育事業」となります。

3 国の基準と市の基準との関係

今回の意見募集に係る市の条例は、法律の規定により、国の府省令で示される基準（条例で定めるべき内容及びそれらを規定するに当たって従うべきか参酌すべきかの別）を踏まえ定めることとされています。

このたび、国において基準案が示されたことを受け、それらについての市の考え方をお示しし、寄せられた御意見を踏まえ、条例の形式で整理し策定するものです。

※ 平成26年4月14日現在、国の基準が確定していないため、市の条例骨子案は、案段階の国の基準を基にしています。本来、正式な基準に基づくべきところですが、27年度からの円滑な移行のためには、現時点で条例制定に向けた手続に入る必要があります。このような事情から、仮に国の基準が修正された場合は、市の条例案の策定に際して修正を加える場合があります。

【参考リンク】 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>（内閣府ホームページ）

【用語解説】

「従うべき基準」 適合しなければならない基準。条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。

「参酌すべき基準」 十分参照したうえで判断しなければならない基準。条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照し、これによることの妥当性を検討した上で判断しなければならない。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。